

**【新設】（他の者から支払を受ける金額の範囲）**

**42 の 13-3** 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 1 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの
- (3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額

**【解説】**

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、「当該法人の継続雇用者（……）に対する当該対象年度の給与等の支給額（……）として政令で定める金額」（以下「継続雇用者給与等支給額」という。）が「当該法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等支給額として政令で定める金額」（以下「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を超えることとされているのであるが、本通達においては、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額の範囲について明らかにしている。
- 2 この継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算の基礎となる給与等の支給額について、法令では給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除することとされており（措法 42 の 13⑥一イ）、この規定振りについては、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（措法 42 の 12 の 5）の適用要件の判定及び税額控除限度額の計算の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額と同様であり、これと取扱いを異にする理由もないため、令和 3 年の改正後の措置法通達 42 の 12 の 5-2 と同様の取扱いを設けることとした。
- 3 本通達の(1)は、形式基準であり、国や地方公共団体からの補助金や助成金に限らず、親会社や取引先との契約により支払われる金額を含めて、その補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額を対象としている。

本通達の(1)に該当するものについて、例えば、国からの補助金で言えば、業務改善助成金のようなものが該当する。

本通達の(2)は、実質基準であり、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうちとしているが、これは例えば請負や委託などの契約において労働者の作業時間に単価を掛けて、それにマージンを上乗せして請求するようなものがあるため、そういったものは対象外とするという趣旨である。そして、その算定方法が、給与等の支給実績や支給単価を基礎として定められているものが該当するとしている。ここでいう給与等の支給実績や支給単価を基礎として定められているものとは、単に過去の支給実績や支給単価に日数等を乗じて支給額が算定されているものに限らない。例えば、支給額の限度額が給与等の過去の支給実績や支給単価を基礎として算定された金額となっていれば、支給額の算定方法は過去を踏まえたものではなく単に人数に応じて〇万円、一律〇万円のようにになっているものも本通達の(2)に該当し、また、実際の支給額がその限度額に達していないようなものも含まれる。

本通達の(2)に該当するものについて、例えば、国からの補助金等で言えば、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のようなものが該当する。

本通達の(3)は、出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から負担を受けた給与負担金の額について、出向元法人が支払う給与等に充てるため他の者（出向先法人）から支払を受ける金額に該当することを明らかにするものである。なお、給与負担金のように出向者に対する給与を出向元法人が支給するのではなく、出向先法人が支給することとしている場合において、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補填するため、その出向先法人に対し、いわゆる較差補填金が支払われることがあるが、このような較差補填金については、出向先法人が支払う給与等に充てるため他の者（出向元法人）から支払を受ける金額に含まれる。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 8 - 3）を定めている。